

消防法施行令別表第一

(1)	イ	劇場, 映画館, 演芸場, 観覧場	特定防火対象物
	ロ	公会堂, 集会場	
(2)	イ	キャバレー, カフェー, ナイトクラブ等	
	ロ	遊技場, ダンスホール	
	ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗(ニ並びに(1)項イ, (4)項, (5) 項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)等	
	ニ	カラオケボックス, 個室漫画喫茶, ネットカフェ, テレクラ, 個室ビデオ等	
(3)	イ	待合, 料理店等	
	ロ	飲食店	
(4)		百貨店, マーケット, 物品販売店舗, 展示場	
(5)	イ	旅館, ホテル, 宿泊所その他これらに類するもの	
	ロ	寄宿舎, 下宿, 共同住宅	
(6)	イ	病院, 診療所, 助産所	特定防火対象物
	ロ	主として介護状態にある者又は重度の障害者等が入所する施設, 救護施設, 乳児院, 認知症高齢者グループホーム等	
	ハ	軽費老人ホーム, 厚生施設, 保育所, 児童養護施設等	
	ニ	幼稚園, 特別支援学校	
(7)		小・中学校, 高等学校, 大学, 専修学校等	非特定防火対象物
(8)		図書館, 博物館, 美術館等	
(9)	イ	公衆浴場のうち, 蒸気浴場, 熱気浴場等	特定防火対象物
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	非特定防火対象物
(10)		車両の停車場, 船舶又は航空機の発着場	
(11)		神社, 寺院, 教会等	
(12)	イ	工場, 作業場	
	ロ	映画スタジオ, テレビスタジオ	
(13)	イ	自動車車庫, 駐車場	
	ロ	航空機の格納庫	
(14)		倉庫	
(15)		事務所等 ((1)項から(14)項までに該当しない事業場)	
(16)	イ	複合用途防火対象物のうち特定用途部分を含むもの	特定防火対象物
	ロ	複合用途防火対象物のうち特定用途部分を含まないもの	非特定防火対象物
(16の2)		地下街	特定防火対象物
(17)		重要文化財等	非特定防火対象物